

議案第 7 2 号

墨田区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 6 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例

墨田区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例（昭和 2 2 年墨田区条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に見出しとして「（通則）」を付し、同条中「収入金と」を「収入金」とに、「別段の定めあるものを除いては」を「別に定めるもののほか」に改める。

第 2 条に見出しとして「（督促）」を付し、同条中「発する」の次に「ものとする」を加える。

第 3 条を削る。

第 4 条に見出しとして「（滞納処分）」を付し、同条中「、第 2 条の」を「前条に規定する」に改め、「着手する」の次に「ものとする」を加え、同条を第 3 条とする。

第 5 条に見出しとして「（延滞金）」を付し、同条第 1 項各号列記以外の部分中「発した場合においては」を「発した場合において」に改め、「徴収する」の次に「ものとする」を加え、同項第 1 号中「事情やむを得ないもの」を「やむを得ない事情」に改め、同項第 2 号中「本邦内」を「日本国内」に改め、同条を第 4 条とする。

附則第 2 項を次のように改める。

- 2 当分の間、第 4 条第 1 項に規定する延滞金の年 1 4 . 6 パーセントの割合及び年 7 . 3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が

年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。

付 則

- 1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の附則第 2 項の規定は、平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に係る延滞金について適用し、同日前の期間に係る延滞金については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法の一部改正により地方税に係る延滞金の割合が改められることを踏まえ、区の収入金に係る延滞金の割合について同様の措置を講ずる必要がある。